

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 8 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第29号

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例  
(静岡県税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置に関する申告等)</p> <p>第23条の 2 (略)</p>	<p>(住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置に関する申告等)</p> <p>第23条の 2 (略)</p> <p><u>(不動産取得税の課税標準の特例)</u></p> <p><b>第23条の 3</b> 法第73条の14第11項の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>2 法第73条の14第12項の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>3 法第73条の14第13項の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p>
<p>(専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出)</p> <p>第24条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第 7 条の 3 第 3 項本文の規定により補正の方法を申し出る場合においては、当該家屋の区分所有者の全員が連署して知事に申し出なければならない。</u></p>	<p>(専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出)</p> <p>第24条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第 7 条の 3 第 4 項本文の規定により補正の方法を申し出る場合においては、当該家屋の区分所有者の全員が連署して知事に申し出なければならない。</u></p> <p>2 <u>施行規則第 7 条の 3 の 2 第 4 項本文又は第 5 項本文の規定により補正の方法を申し出る場合においては、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が連署して知事に申し出なければならない。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(自動車取得税の非課税に係るバス路線)</p> <p>23 法附則<u>第12条の 2 の 2 第 1 項</u>に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補</p>	<p>附 則</p> <p>(自動車取得税の非課税に係るバス路線)</p> <p>23 法附則<u>第12条の 2 第 1 項</u>に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を</p>

助を受けて運行するもののうち、国が地方バス路線維持のため必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するものとする。

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス(一般乗合用のものに限る。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度(表略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第3項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第6項に規定する自動車及び法附則第12条の3第3項第5号の乗用車のうち、施行規則附則第5条の2第7項に規定

を受けて運行するもののうち、国が地方バス路線維持のため必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するものとする。

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス(一般乗合用のものに限る。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度(表略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第3項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車(附則第28項において「充電機能付電力併用自動車」という。)、施行規則附則第5条の2第6項に規定する自動車及び法附則第12条の3第3項

する基準に適合するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

27 (略)

第5号の乗用車のうち、施行規則附則第5条の2第7項に規定する基準に適合するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

27 (略)

28 電気自動車、法附則第12条の3第5項第2号に規定する天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第12項に規定する自動車、同条第13項に規定する自動車及び法附則第12条の3第5項第5号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成31年度分の自動車税に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 施行規則附則第5条の2第15項に規定する自動車及び同条第16項に規定する自動車(それぞれ前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新

<p>28 前2項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。</p> <p>(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)</p> <p>29 (略)</p> <p>(特例民法法人等に係る特例)</p> <p>30 (略)</p> <p>31 (略)</p>	<p>車新規登録を受けた場合にあつては平成31年度分の自動車税に限り、<u>附則第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>30 附則第26項から前項までの規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。</p> <p>(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)</p> <p>31 (略)</p> <p>(特例民法法人等に係る特例)</p> <p>32 (略)</p> <p>33 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第2条** 静岡県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税 (第27条—第42条)</u></p> <p>第7節 <u>自動車取得税 (第43条—第46条)</u></p> <p><u>第7節の2</u> (略)</p> <p>第8節 <u>自動車税 (第52条—第57条の3)</u></p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p><b>第4条</b> 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」という。)の賦課徴収に係る</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 <u>ゴルフ場利用税 (第27条—第46条)</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 自動車税</p> <p><u>第1款 環境性能割 (第51条の4—第51条の7)</u></p> <p><u>第2款 種別割 (第52条—第57条の3)</u></p> <p>第9節～第11節 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p><b>第4条</b> 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」という。)の賦課徴収に係る</p>

課税地は、次の各号に掲げる税目に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 自動車取得税 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

(8) (略)

(9) 自動車税 普通徴収に係る徴収金にあつては納税義務者の住所地（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金（第55条の2の規定により払い込まれる徴収金を含む。）にあつては道路運送車両法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

(10)～(12) (略)

2 (略)

第33条から第42条まで (略)

#### 第7節 自動車取得税

（自動車取得税の修正申告書の記載事項）

第43条 施行規則第8条の18第10号の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 新車、中古車の別

(2) 登録番号又は車両番号

(3) 乗車定員、最大積載量、総排気量及び原動機の型式

(4) 附属用品の名称

(5) その他知事が必要と認める事項

（自動車取得税の納付の方法）

第44条 自動車取得税の納税義務者は、自動車

課税地は、次の各号に掲げる税目に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 削除

(8) (略)

(9) 自動車税 次に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ次に定める所在地とする。

ア 環境性能割 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

イ 種別割 普通徴収に係る徴収金にあつては納税義務者の住所地（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金（第55条の2の規定により払い込まれる徴収金を含む。）にあつては道路運送車両法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

(10)～(12) (略)

2 (略)

第33条から第46条まで (略)

取得税額（法第131条の延滞金額を含む。以下同じ。）を納付する場合には、法第122条第1項の申告書又は法第123条第2項の修正申告書（以下「申告書等」という。）に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額の表示を受けてすることができる。

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録等の申請等で規則で定めるものを行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第1項の申告書の提出を行う場合には、当該登録等の申請等をした際に、当該登録等の申請等に係る自動車に係る自動車取得税額を現金をもつて納付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、自動車取得税の納税義務者は、特別の事情がある場合において知事が必要と認めるときは、自動車取得税額を現金をもつて納付することができる。

（譲渡担保財産に係る自動車取得税の免除に係る書類の添付）

**第45条** 法第125条第1項の規定の適用があることとなるべき自動車の取得をした者は、申告書等にその適用があることとなるべき理由を証するに足る書類を添付しなければならない。

（自動車取得税の減免）

**第46条** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限

り、自動車取得税を減免することができる。

**第7節の2** (略)

**第8節** 自動車税

**第7節** (略)

**第8節** 自動車税

**第1款** 環境性能割

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

**第51条の4** 施行規則第9条の6第10号の条例

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新車、中古車の別
- (2) 登録番号又は車両番号
- (3) 乗車定員、最大積載量、総排気量及び原動機の型式
- (4) 附属用品の名称
- (5) その他知事が必要と認める事項

(環境性能割の納付の方法)

**第51条の5** 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額（法第170条の延滞金額を含む。以下同じ。）を納付する場合には、法第160条第1項の申告書又は法第161条第2項の修正申告書（以下「申告書等」という。）に知事が指定する証紙代金収納計器により当該環境性能割額に相当する金額の表示を受けてすることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録等の申請等で規則で定めるものを行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の申告書の提出を行う場合には、当該登録等の申請等をした際に、当該登録等の申請等に係る自動車に係る環境性能割額を現金をもつて納付しなければならない。

(自動車税の課税免除)

**第52条** 次に掲げる自動車（第3号の自動車については、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、自動車税を課さない。

(1)～(3) (略)

2 日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院若しくは診療所又は社会福祉法人が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車であつて次に掲げるものに対しては、自動車税を課さない。

(1)～(6) (略)

3 社会福祉法人が所有する自動車のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに掲げる第1種社会福祉事業の用に供する自動車であつて知事の認めるものに対しては、自動車税を課さない。

3 前項に定めるもののほか、環境性能割の納税義務者は、特別の事情がある場合において知事が必要と認めるときは、環境性能割額を現金をもつて納付することができる。

(譲渡担保財産に係る環境性能割の免除に係る書類の添付)

**第51条の6** 法第164条第1項の規定の適用があることとなるべき自動車の取得をした者は、申告書等にその適用があることとなるべき理由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(環境性能割の減免)

**第51条の7** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、環境性能割を減免することができる。

#### **第2款 種別割**

(種別割の課税免除)

**第52条** 次に掲げる自動車（第3号の自動車については、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) (略)

2 日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院若しくは診療所又は社会福祉法人が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車であつて次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

(1)～(6) (略)

3 社会福祉法人が所有する自動車のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに掲げる第1種社会福祉事業の用に供する自動車であつて知事の認めるものに対しては、種別割を課さない。



(自動車税の税率)

**第53条** 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車はその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(自動車税の納期)

**第54条** 自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した自動車税の普通徴収の方法により徴収するものの納期及び特別の事情によりこれにより難い場合における自動車税の納期は、知事が定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の手続)

**第55条** 自動車税の納税者は、法第151条第3項に規定する自動車税の額を納付する場合には、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をした際に、法第152条第1項の規定により知事に提出すべき申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額の表示を受けることによつて、その税金を払い込まなければならない。

2 (略)

(種別割の税率)

**第53条** 種別割の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する種別割の税率は、当該自動車はその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(種別割の納期)

**第54条** 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した種別割の普通徴収の方法により徴収するものの納期及び特別の事情によりこれにより難い場合における種別割の納期は、知事が定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の手続)

**第55条** 種別割の納税者は、法第177条の11第3項に規定する種別割の額を納付する場合には、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をした際に、法第177条の13第1項の規定により知事に提出すべき申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額の表示を受けることによつて、その税金を払い込まなければならない。

2 (略)

(自動車税の証紙徴収の方法の特例)

**第55条の2** 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税の額を施行規則第9条で定める方法によつて、払い込まなければならない。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

**第56条** 自動車税の納税義務者は、次に掲げる場合には、その事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をしたときは、その際）に施行規則第9条の2に規定する申告書を知事に提出しなければならない。当該申告書の記載事項に異動を生じた場合も、同様とする。

(1)～(4) (略)

(5) 法第145条第3項の使用者となつたとき又は使用者でなくなつたとき。

(6) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をしたときは、その際に改めて施行規則第9条の2に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税の賦課徴収に関する報告)

(種別割の証紙徴収の方法の特例)

**第55条の2** 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割の額を施行規則第9条の16で定める方法によつて、払い込まなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

**第56条** 種別割の納税義務者は、次に掲げる場合には、その事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をしたときは、その際）に施行規則第9条の17に規定する申告書を知事に提出しなければならない。当該申告書の記載事項に異動を生じた場合も、同様とする。

(1)～(4) (略)

(5) 法第146条第3項の使用者となつたとき又は使用者でなくなつたとき。

(6) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をしたときは、その際に改めて施行規則第9条の17に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する報告)

**第56条の2** 法第145条第2項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求のあつた日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(自動車税の減免)

**第57条** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、自動車税を減免することができる。

(自動車税の督促期間)

**第57条の2** 自動車税に係る徴収金の督促状を発する期間は、納期限後50日以内とする。

(自動車税の証明書の交付)

**第57条の3** 知事は、自動車の所有者が当該自動車に対する自動車税について、当該納税通知書に記載された納付額の全額を納付した場合において、現に当該自動車に対する自動車税の滞納がないときは、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書を交付することができる。

附 則

22 (略)

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

23 法附則第12条の2第1項に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するもののうち、国が地方バス路線維持のため必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するものとする。

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自

**第56条の2** 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求のあつた日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(種別割の減免)

**第57条** 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者に限り、種別割を減免することができる。

(種別割の督促期間)

**第57条の2** 種別割に係る徴収金の督促状を発する期間は、納期限後50日以内とする。

(種別割の証明書の交付)

**第57条の3** 知事は、自動車の所有者が当該自動車に対する種別割について、当該納税通知書に記載された納付額の全額を納付した場合において、現に当該自動車に対する種別割の滞納がないときは、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書を交付することができる。

附 則

22 (略)

(種別割の税率の特例)

23 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自

自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス（一般乗合用のものに限る。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

（表略）

25 前項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、同項中「当該各号」とあるのは、「当該各号（附則第24項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

26 電気自動車、法附則第12条の3第3項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、施行規則附則第5条の2第6項に規定する自動車及び法附則第12条の3第3項第5号の乗用車のうち、施行規則附則第5条

自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス（一般乗合用のものに限る。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

（表略）

24 前項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、同項中「当該各号」とあるのは、「当該各号（附則第23項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

の2第7項に規定する基準に適合するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項 第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第53条第1項 第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
111,000円	28,000円	
第53条第1項 第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
4,700円	1,200円	
第53条第1項 第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
6,300円	1,600円	

第53条第1項 第2号ウ(7)	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
第53条第1項 第2号ウ(4)	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(7)	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(4)	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
第53条第1項 第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
第53条第1項 第4号	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第53条第1項 第5号ア	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,800円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>7,600円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>18,800円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>8,500円</u>
第53条第1項 第5号イ	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>22,500円</u>
第53条第1項	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>

第6号ア	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
第53条第1項 第6号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
第53条第3項 第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第53条第3項 第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

27 施行規則附則第5条の2第8項に規定する自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項 第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第53条第1項 第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円

	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
第53条第1項 第2号ア	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
第53条第1項 第2号イ	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第53条第1項 第2号ウ(7)	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
第53条第1項 第2号ウ(4)	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(7)	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(4)	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第53条第1項 第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第53条第1項 第4号	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>



第5号ア	6,800円	3,500円
	7,600円	4,000円
	11,000円	5,500円
	12,500円	6,500円
	14,300円	7,500円
	16,400円	8,500円
	18,800円	9,500円
	21,700円	11,000円
	32,500円	16,500円
	第53条第1項 第5号イ	23,600円
27,600円		14,000円
31,600円		16,000円
36,000円		18,000円
40,800円		20,500円
46,400円		23,500円
53,200円		27,000円
61,200円		31,000円
70,400円		35,500円
第53条第1項 第6号ア	88,800円	44,500円
	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
第53条第1項 第6号イ	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
第53条第3項 第1号	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
第53条第3項 第2号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第53条第3項 第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

28 電気自動車、法附則第12条の3第5項第2号に規定する天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第12項に規定する自動車、同条第13項に規定する自動車及び法附則第12条の3第5項第5号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日ま  
での間に新車新規登録を受けた場合にあつて  
は平成31年度分の自動車税に限り、附則第26  
項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

29 施行規則附則第5条の2第15項に規定する  
自動車及び同条第16項に規定する自動車（そ  
れぞれ前項の規定の適用を受ける自動車を除  
く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定  
の適用については、当該自動車が平成29年4  
月1日から平成30年3月31日までの間に新車  
新規登録を受けた場合にあつては平成30年度  
分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年  
4月1日から平成31年3月31日までの間に新  
車新規登録を受けた場合にあつては平成31年  
度分の自動車税に限り、附則第27項の表の左  
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

30 附則第26項から前項までの規定の適用があ  
る場合における第53条第2項の規定の適用に  
ついては、附則第25項の規定を準用する。

(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書  
類の提出)

31 (略)  
(特例民法法人等に係る特例)

32 (略)

33 (略)

(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書  
類の提出)

25 (略)  
(特例民法法人等に係る特例)

26 (略)

27 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(自動車税の臨時特例に関する条例の一部改正)

第3条 自動車税の臨時特例に関する条例（昭和27年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

自動車税の臨時特例に関する条例

(静岡県税賦課徴収条例の臨時特例)

**第1条** この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）に基づき、合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項、第5項又は第6項に規定するものをいう。）の所有に係る自動車税の課税客体である自動車（以下「自動車」という。）に対する自動車税の税率、納期及び証紙徴収の方法等について、静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の特例を設けることを目的とする。

(自動車税の税率)

**第2条** 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(自動車税の納期)

**第3条** 自動車税の納期は、毎年5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した者に対する自動車税の納期にあつては、納税義務が発生した日から翌月末日までとする。

(証紙徴収の手続等)

**第4条** 自動車税の納税義務者は、県の発行する別記様式第1号の証紙を購入して、当該税額を払い込まなければならない。

2 自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に別記様式第2号の検印を受けることにより完了するものとする。

自動車税の種別割の臨時特例に関する条例

(静岡県税賦課徴収条例の臨時特例)

**第1条** この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）に基づき、合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項、第5項又は第6項に規定するものをいう。）の所有に係る自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の課税客体である自動車（以下「自動車」という。）に対する種別割の税率、納期及び証紙徴収の方法等について、静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の特例を設けることを目的とする。

(種別割の税率)

**第2条** 種別割の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(種別割の納期)

**第3条** 種別割の納期は、毎年5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した者に対する種別割の納期にあつては、納税義務が発生した日から翌月末日までとする。

(証紙徴収の手続等)

**第4条** 種別割の納税義務者は、県の発行する様式第1号の証紙を購入して、当該税額を払い込まなければならない。

2 種別割の納税義務は、前項の規定による証紙に様式第2号の検印を受けることにより完了するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

（静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計設置条例の一部改正）

**第4条** 静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計設置条例（昭和41年静岡県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 証紙による自動車税及び自動車取得税の徴収事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計を設置する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p><b>第2条</b> この会計においては、自動車税証紙収入、<u>自動車取得税証紙収入</u>及びその他の収入をもつてその歳入とし、一般会計繰出金をもつてその歳出とする。</p>	<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 証紙による自動車税の徴収事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計を設置する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p><b>第2条</b> この会計においては、自動車税証紙収入及びその他の収入をもつてその歳入とし、一般会計繰出金をもつてその歳出とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中静岡県税賦課徴収条例第24条の改正 平成30年4月1日
  - 第2条から第4条までの規定 平成31年10月1日

（不動産取得税に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の静岡県税賦課徴収条例第23条の3の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得について課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
- 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）
- 第2条の規定による改正後の静岡県税賦課徴収条例（次項において「31年新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の附則第1項第2号に掲げる規定

の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車税の臨時特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の自動車税の種別割の臨時特例に関する条例の規定は、平成31年度分の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。